

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保することを目的とし、国民健康保険税の税率を改定するため、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第4条関係

基礎課税額（以下「医療分」という。）の被保険者均等割額（以下「均等割額」という。）を、現行の23,700円から28,400円に改正する。

(2) 第5条関係

後期高齢者支援金等課税額（以下「支援金分」という。）の所得割率を、現行の100分の2.29から100分の2.41に改正する。

(3) 第6条関係

支援金分の均等割額を、現行の14,100円から、14,700円に改正する。

(4) 第7条関係

介護納付金課税額（以下「介護分」という。）の所得割率を、現行の100分の2.13から、100分の2.21に改正する。

(5) 第8条関係

介護分の均等割額を、現行の14,700円から、15,400円に改正する。

(6) 第20条（国民健康保険税の減額）の整備

ア 第1項関係

第1項は、被保険者の所得の合算額が一定の額以下の場合に、それぞれの所得区分に応じ均等割額を減額するものである。

第4条、第6条及び第8条による医療分、支援金分及び介護分の均等割額の改正に伴い、それぞれの所得区分に応じ減額（7割、5割又は2割）される金額を改正する。

イ 第2項関係

第2項は、6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である未就学児がいる場合、均等割額（第1項による減額の適用がある場合には、適用後の額）の5割を減額するものである。

第4条及び第6条による医療分及び支援金分の均等割額の改正に伴い、それぞれの区分に応じて減額される金額を改正する。

(7) 第21条の3関係

令和6年1月1日に施行された白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和5年白岡市条例第26号）により整備された「出産被保険者に係る届出」の第1号中の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の次に法律番号を加える。

3 施行期日及び適用区分

(1) 施行期日は、令和6年4月1日からとする。

(2) 適用区分

改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度分以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとし適用区分を明確にする。